

◎中学校完全給食実施に向けた検討状況について

1 市議会及び各検討組織等における検討状況について

(1) 開催状況

開催日	会議名称
平成 28 年 9 月 14 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会（市議会）
平成 28 年 9 月 26 日	中学校完全給食推進本部【第 2 回】
平成 28 年 10 月 20 日	中学校完全給食推進連絡協議会【第 1 回】
平成 28 年 10 月 28 日	教育委員会 10 月定例会
平成 28 年 11 月 7 日	平成 28 年度第 2 回総合教育会議（報告のみ）
平成 28 年 11 月 17 日	中学校完全給食推進本部【第 3 回】
平成 28 年 12 月 8 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会（市議会）
平成 28 年 12 月 16 日	教育委員会 12 月定例会
平成 28 年 12 月 16 日	中学校完全給食推進連絡協議会（第 2 回）

(2) 市議会及び各検討組織における質問・意見等

* 質問や意見の末尾にどの会議等で出た意見かを【 】の略称で表記しています。

【特】 中学校完全給食実施等検討特別委員会（市議会）

【推】 中学校完全給食推進本部

【連】 中学校完全給食推進連絡協議会

【教】 教育委員会定例会

* 「⇒」は質問に対する会議中の回答等を記載しています。

ア 実施方式について

(ア) 全般

①センター方式と親子方式に関して、建築基準法第 48 条ただし書の許可は、公聴会や周辺住民への説明会が必要となる。食材搬入・配送の関係で車両台数が増えることや臭いなどの課題があるので、周辺住民の理解を得なければならない。【推】

②建築基準法第 48 条ただし書で建築制限を解除し、工業専用地域、工業地域、準工業地域以外に建設できるようにしたという事例があるが、ただし書によりどこにでも建設できるわけではなく、慎重に扱うべきである。【推】

(イ) 自校方式

①小学校の近隣から給食調理に関する苦情はあるか。【推】

⇒給食調理の件で近隣住民から意見をいただくというようなことは聞いていない。

(ウ) センター方式

- ①給食センターは迷惑施設と捉えられることもあるのか。【推】
⇒車両の往来が多いこと、調理に伴う臭いや音が出ることなどから意見をいただく場合もあると聞いている。
- ②センター方式は、学校への配送について交通状況や道路状況の検討が必要となるので、ある程度場所を想定したシミュレーションを行わないと進まないのではないか。【推】

(エ) 親子方式

- ①校舎の増床をした場合でも他の方式と比較して費用が安いことも考えられる。
【特】
- ②校舎の増床を伴わない改修を前提条件とすると親子方式の検討を制限することになってしまう。【特】
- ③教育委員会は、親子方式をやりたくないように見える。【特】
- ④新しく調理能力の高い給食室を作り、古くなった小学校の給食室を廃止するよ
うな形も考えられるのではないかと推測される。【推】
- ⑤食物アレルギーなどについて、親子方式では非常に綿密に小学校と中学校で連
携していかないと大きな事故につながるのではないかと危惧している。【連】
- ⑥小学校と中学校は時程も違うので、食事を提供するまでの時間が、あまり空く
ようだと安全面に影響するのではないかと推測される。【連】
- ⑦小学校と中学校ではどの程度昼食の開始時間が異なるのか。【推】
⇒1コマの授業で5分の違いがあるため、午前中に4校時あるとそれだけで
20分程度ずれてくる。

(オ) その他

- ①専門部会において事務局が、自校方式に誘導しているような印象を受ける発言
があったので、誤解を招かないよう注意した方がよい。【特】
- ②実施方式は、どれか一つの方式を選ぶのではなく、併用という形もあり得るの
ではないかと推測される。【推】

イ 調査業務委託について

- ①調査委託で行うことと市で行うことの線引きはどうなっているのか。【特】
⇒難しい部分もあり、都市部と協議している。
- ②調査業務委託の最終報告では、客観的なデータが示されるだけで、メリット・
デメリットを検討して、市で決定するということがよいのか。【特】
⇒その通りである。
- ③受託者と市の打合せ内容についても特別委員会等で報告をすべきではないかと
推測される。【特】
⇒そのようにしたい。
- ④仕様書の中で米飯施設の設置や体育館等を給食室の候補から除外するなど細
かい条件をつけない方がよい。【特】

ウ 検討組織について

(ア) 全般

- ①最終的に市長決裁での決定であったり、議会での予算承認が必要となるなら、推進本部で方式を決定するという説明は間違いではないか。【特】
- ②各検討組織の情報共有を直接行う機会を設けることが必要ではないか。【特】
- ③学校給食の実施に関する権限が教育委員会にあることと推進本部で実施方式を決定することの関係性はどうなるのか。【特】
- ④実施方式の決定について、推進本部も含め、教育委員会の権限と市長部局の関係を整理した方が良い。【推】
- ⑤臨時の総合教育会議を開催して決定するのはどうか。【教】
- ⑥推進本部、専門部会、連絡協議会について、会議を公開しないのか。【特】
⇒庁内の会議（推進本部、専門部会）は公開しないが、連絡協議会は公開する方向で検討したい。
- ⑦推進本部、専門部会、連絡協議会の会議録を公開するのか。【特】
⇒会議録は全て公開する。

(イ) 中学校完全給食推進本部

- ①教育長がもっと重要な役割を担うべきではないか。【特】
- ②推進本部の本部員のうち、給食とは直接関係のない部局長については、拘束される時間も負担になるので、構成を見直した方が良いのではないか。【特】
⇒部長会議に合わせて開催しており、部長会議とタイミングが合えば今後も活用していきたい。

(ウ) 中学校完全給食推進本部専門部会

- ①現在参加している課以外にも、地産地消の関係で農林水産課、30年分の食数や運営費を推計するので都市政策研究所なども参画した方が良いのではないか。【特】
⇒必要に応じて、出席を依頼する形になると考えています。

(エ) 中学校完全給食推進連絡協議会

- ①調査委託について最終的な情報がない状況で、この会議を続けていくのか。調査委託の結果をしっかりと頭に入れながら、意見交換をした方が良いのではないかと感じた。【連】
⇒他の検討組織等の検討状況も含め、現時点での情報を共有し、理解を深めるためにも予定どおり開催し、調査委託の結果が出る段階では、多くの情報を持った上で議論していただきたい。
- ②代表者以外の保護者にも情報が共有できるようにしてほしい。【特】

エ 学校運営上の課題について

(ア) 日課

①中学校給食がスタートすると、今よりも時間を確保しなければいけない。準備や片付けの時間も含めて、現状と比較して20分から30分は長くかかるのではないかと思っており、その時間をどこで生み出すかというところが課題である。

【連】

②勤務時間が早くなっても、部活動の時間は確保していかなくてはいけないので、働く時間が長くなり、教員の負担が増えてしまうことも心配である。【連】

③学校の日課が変更になれば、少なからず保護者にも影響が出てくるかと思う。

【連】

④中学校は、教科担任制であるが、4時間目が終了して担任が責任を持つとなると、どれくらいの時間で教室に戻れるか、戻れない場合は誰が担当するのも検討していかなくてはならない。【連】

⑤中学校の時間割が短縮できないのはなぜか。他都市では実施できているのではないか。【連】

⇒実際に中学校給食を実施している都市はあるので、短縮できないわけではないと思われる。現状の時間割の中に、どのように給食時間を捻出するかが課題となる。

(イ) 給食指導

①給食指導については、中学校の教員は経験がないので、小学校との交流や研修などについて検討してほしい。【連】

②中学校の教員にも手引きや指導方法を徹底していかないと、大きな事故につながる恐れがあるので、小・中学校間で連携していかなければならない。【連】

(ウ) その他

①実施方式により、国の基準上は、栄養教諭・学校栄養職員の配置数が変わってくるが、給食指導の面や教職員の負担軽減の面からも専門職を各校に常勤で1人配置していただきたい。【連】

②食物アレルギーの事故を減らしていくという点では、小中一貫の食育ということも考えると、小学校で安心してアレルギーの面、衛生面、栄養面で十分に検討されたメニューを継続できると事故防止にもつながるのではないか。【連】

③食物アレルギー対応は、どの実施方式であっても確実な連絡体制を整備して取り組まなければならない。小学校のノウハウを中学校に伝えることも重要である。【教】

④小学校でのアレルギー対応はどのような状況か。【特】

⇒可能な範囲で除去食による対応をしている。

オ 給食の内容、食育等について

①中学校給食を開始した際の食材調達をどのように考えているか。【特】

⇒食数が大幅に増えることになり、今後検討していきたい。

②現在の小学校給食における地産地消の状況と推進についてどのように考えているか。

⇒市内産、県内産それぞれできるところまではできていると考えている。

③小学校での食育はどのような状況か。【特】

⇒各小学校の栄養教諭、学校栄養職員が中心となり指導計画を立て、食に関する指導を行っている。

④食育とは実際に子どもたちに対して何かしているのか。【連】

⇒食育という教科の時間があるわけではないが、指導計画を立てて、食育に取り組んでいる。給食時間を中心に、栄養素の学習や食べる量の指導などを行っている。

カ その他

①中学校完全給食を実施する際に、学校給食費については、小学校も含めて公会計化などどのような体制にしていくのか。【推】

⇒中学校の完全給食実施に合わせて公会計化するのか、小学校の学校給食費を先に公会計化していくのかなどの検討をしている。

②最近、企業誘致の際などは、人手の確保が困難であるので、従事者が確保できるかについても検討する必要がある。【推】

2 横須賀市立中学校完全給食実施方式の検討に係る調査業務委託について

(1) 事業者との打合せ内容

ア 第1回（平成28年10月6日）

①給食実施に係るスケジュール及び給食開始時期については、実施方式決定後から給食開始までのプロセス及び給食開始時期を実施方式ごとに設定する。

②校舎内に給食室や昇降機を設置した場合に、不足する普通教室の増築を想定することは不要とする。

③給食センターを軽量鉄骨構造で建設することについて、耐久性や耐用年数等の観点から想定しづらいのであれば、検討から除外する理由を整理し、現実的でないことを示すものとする。

④既存校舎を増築してエレベーター等を整備する場合は、校舎における既存不適格^{注1}が遡及されるので、その改修費用等も含めて初期費用を試算する。

注1 既存不適格

建築時には適法に建てられた建築物であって、その後、法令の改正等によって現行法に対して不適格な部分が生じた建築物のことで、該当の建築物に対して増築等を行う際は、原則として既存不適格部分について改修等の対応が必要となる。

- ⑤親子方式について、小学校の既存校舎の改修（増床を伴わない範囲）で対応できない場合に、既存校舎の増築を検討することについては、引き続き協議する。
- ⑥中学校現地調査は、1日あたり2～3校で実施する。
- ⑦センター方式における給食センターの位置については、10月中に想定場所として指定する。（エリアで指定するよりは具体的な場所を示した方が良い。）
- ⑧初期費用については、建物は㎡単価、厨房機器は機器ごとの単価及び台数での算出となるが、できるだけ詳しい積算根拠を示すこととする。

イ 第2回（平成28年10月26日）

- ①エレベーターについては、既存校舎の外側にエレベーター棟を新設して接続するパターン（一棟増築）と既存校舎内を改修してエレベーターを設置するパターン（増築とならない）が考えられる。一棟増築の場合には校舎における既存不適格が遡及されるため、改修等の概算金額を調査する。
- ②既存不適格については、別棟増築する（敷地内に既存校舎とは別の場所に増築する）場合と一棟増築する場合に応じて、調査する。
- ③日影規制などについては、机上で調査をする。
- ④センター方式について、給食センター1箇所の場合は旧平作小学校で、2箇所の場合は旧上の台中学校ともう1箇所は北部エリアで想定する。なお、想定場所での実現性が低いと思われる場合は、エリアで想定して検討する。
- ⑤親子方式について、給食室をドライ化^{注2}する場合、床壁天井の改修、厨房機器の撤去が必要となるとともに、ほとんどの給食室で増床となる。ドライ化の有無については市で調整し、回答する。

注2 ドライ化

給食室をドライシステム（床に水が落ちない構造の施設・設備、機械器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステム）にすること。

（2）現地調査

ア 実施期間

平成28年11月1日から11月24日まで

イ 主な調査内容

- （ア）給食室の設置場所（自校方式の場合）
- （イ）荷受室の設置場所（センター方式、親子方式の場合）
- （ウ）敷地内の車両運搬経路（3方式共通）
- （エ）校舎内の配膳車等の運搬経路（3方式共通）
- （オ）エレベーター又は小荷物昇降機の設置場所（3方式共通）

3 今後のスケジュール

～平成 29 年 2 月 10 日	調査委託中間報告
～平成 29 年 3 月 10 日	調査委託最終報告
平成 29 年 3 月	平成 29 年第 1 回市議会定例会 中学校完全給食実施等検討特別委員会で調査結果を報告
平成 29 年 3 月～	各検討組織に調査結果を報告し、実施方式について議論 ⇒ 実施方式（案）の決定
平成 29 年 6 月	平成 29 年第 2 回市議会定例会 中学校完全給食実施等検討特別委員会で、実施方式（案）またはその時点での検討状況を報告

※以下のスケジュールは検討の進捗状況と実施方式（案）の決定時期によるため、目安となります。

平成 29 年 7 月～	※実施方式（案）に関する中学校完全給食実施等検討特別委員会での議論等を踏まえ、実施方式を決定
	⇒決定した実施方式により、基本計画の策定等を開始